

第二回企画代表者会議 Almighty 目次

第一章 始めに

- 1-1 今回の企画代表者会議 3頁
- 1-2 諸連絡事項 4頁

第二章 本日举行こと

- 2-1 場所割・時間割 5頁
- 2-2 清掃責任企画 6頁
- 2-3 パンフレット校正 8頁

第三章 今回の手続

- 3-1 食品の取り扱い 9頁
- 3-2 火気・レンタル関連 13 頁
- 3-3 入構管理 15 頁
- 3-4 運営委員調査 17 頁
- 3-5 エコレシピコンテスト 19 頁
- 3-6 容器・飲料一括購入 20 頁
- 3-7 グランドフェスティバル 21 頁
- 3-8 電力調査 22 頁
- 3-9 本部後援 22 頁
- 3-10 現金援助 23 頁
- 3-11 物品援助 24 頁
- 3-12 指定行為 25 頁
- 3-13 夜間居残り 27 頁

第四章 事務連絡

- 4-1 組織局からの連絡 28 頁
- 4-2 ステージ分担金 31 頁
- 4-3 警備計画 32 頁
- 4-4 学生生活委員会交渉 33 頁
- 4-5 自主規律 34 頁

第五章 諸資料 36 頁

今回の企画代表者会議

1. 今回の配布書類

今回の企画代表者会議（以下、企画代）の配布書類は以下の通りです。

- 1 Almighty この冊子です
- 2 手続きマニュアル
- 3 個別確認票 兼 仮企画登録証
- 4 アコム、生協レンタルカタログ

1. 企画代中の手続

全体説明の前に(1)を行ってください。全体説明終了後(3)(4)に該当する企画の方は手続きを済ませた上でお帰りください。

(1) 企画場所の確認（全企画）

別紙の「個別確認票」を参照して、企画番号及び企画場所を確認してください。企画場所でどうしても不都合などがある場合は、変更希望を申し出てください。

(2) パンフレット校正

全体説明中に校正用紙が配られますので、確認の上校正と署名をお願いします。

(3) 時間割会議（時間割企画）詳細場所割・清掃責任企画決定

屋内・屋外の場所の時間割使用を行う企画の方で時間割会議を行います。全体説明終了後に、屋内企画は法文1号館113・114・116・117教室に、屋外企画は文3大の指定された場所に移動してください。地図が裏表紙にありますのでご利用ください。

(4) 各担当への問い合わせ

不明な点やご相談がある方は、できる限り上記の手続きを済ませた上で壇上付近の担当委員の所までお越しください。

1. 仮企画登録証

本日、学生証確認のうえお渡しした「個別確認票兼仮企画登録証」は、企画の代表者であることを証明するものとしても使用できます。企画代表者会議、プレハブ手続の際は、学生証または、この仮登録証を持参するようにしてください。

2. 責任者腕章

五月祭当日には、責任者であることが明瞭にわかるようにするため、責任者・副責任者に腕章をつけることを義務付けます。腕章を身につけていない場合、企画停止等の措置をとる場合があります。腕章は、プレハブ手続の際に配布いたします。

3. 企画代終了後の手続

Almighty の各ページをご覧ください。必要な企画はWebにおいて手続を行うようにしてください。企画代後の日程については以下の通りです。

(1)3月29日締切

- ・パンフレット修正原稿の再送

(2)4月4日締切

- ・飲食物取扱申請
- ・エコレシピコンテスト
- ・本部後援企画申請
- ・控室申請

(3)4月17日締切

- ・運営委員希望調査
- ・火気使用申請
- ・アコムレンタル申込
- ・容器飲料一括購入申込
- ・ステージ使用の調査（紙）
- ・現金援助
- ・物品援助
- ・電力使用申請

(4)4月25日締切

- ・夜間居残り申請

(5)5月6日締切

- ・車両入構申請
- ・指定行為申請
- ・行列申請
- ・立看板申請

4. 次回の企画代表者会議

4月29日(火)13:00より文学部三番大教室での開催を予定しております。正式に決定しましたら、Web上やメールでお知らせいたします。

2-1

時間割・場所割

配布した場所割で、自企画の場所を確認して下さい。「未定」と表示されている場合、新規に確保できた場所への変更を希望する場合は、全体説明終了後に集合場所を指定しますので、そちらに集まって下さい。なお最新情報はWebでご確認下さい。

1. 屋外ブロックを使用する場合

(屋外ブロック細部場所割)

全体説明終了後、企画場所毎に指定の場所に集まって頂き、どの企画がブロック内のどこの場所を使用するのかを決めていただきます。詳しくは、企画場所毎に配布している資料をご覧ください。

2. 時間割指定の企画場所を使用する場合

(時間割会議)

全体説明終了後、企画場所毎に指定の場所に集まって頂き、使用時間帯を決めて頂きます。適切な時間帯が確保できそうにない場合は、他の企画場所にも移動することも検討しますが、必ずしもご希望に添えない場合があります。詳しくは、企画場所毎に配布する資料をご覧ください。

3. 通常教室、その他の場所

教室等の詳細が分からない場合は、Webで確認をして下さい。可能であれば、現場に行って詳細を確認することをお勧めします。

4. 委員会が管轄しない場所

委員会管轄外の場所を使用する企画の方は、必ず当委員会へ企画場所・企画内容の詳細を届け出て下さい。届出を行わなくても企画実行は可能ですが、企画場所が公式パンフレットに掲載されず、来場者にとって不便であるばかりでなく、トラブルの元にもなりかねません。

なお企画実行に際して不都合がある場合は、3月29日の24:00(深夜)までにメールにて、「割り振られた場所についての不都合の内容(できるだけ詳細に)」「希望する教室(できるだけたくさん)」をお知らせ下さい。特に、控室を希望している場合、割り当てられた企画場所の近くに手頃な教室が存在しない可能性があるため、控室を確保するために企画場所を変更せざるを得ないという状況が考えられます。

1. 清掃の意義・必要性

五月祭では、各学部からキャンパス敷地・教室等を借用し企画場所に充てています。借用条件の1つに「五月祭終了後に原状回復すること」がありますが、ものを借りる側の道義として、現状回復して返すのは当たり前のことです。悲しいことですが、最近ではモラルが低下し、原状回復が必ずしもなされているとは言い難い状況にあります。それに伴い、学部によるチェックも厳しくなりつつある、という悪循環に陥りつつあります。

2. 清掃責任企画と清掃チェック

上記のような事情から、屋内では教室、屋外ではブロックを基本単位として「清掃区域」を設定し、その区域を使用する企画団体の中から「清掃責任企画」を選んで頂き、他の企画団体を指揮して区域内を清掃して頂くこととします。なお清掃責任企画には、例年通り、運営委員単位の軽減措置をとる予定です。

また当委員会では、清掃状況を把握し、漏れなく清掃を行うために、「清掃チェック」を実施します。使用終了後、指示された清掃区域の清掃が終わったら、所定の手順で「清掃チェック」を受け、企画登録証にサインをもらって下さい。

注意：

今回の会議を欠席された企画の方は、希望していなくても「清掃責任企画」になる可能性があります。

「清掃チェック」を受けなかった場合は、企画実行に際しての義務が果たされていないと見なされ、ペナルティが課されます。

(1)屋外ブロック

清掃責任企画の決定：

細部場所割を決める際、併せてブロック責任企画（＝清掃責任企画）を決定して頂きます。

2日目（6月1日（日））の夕方（五月祭一般公開時間の終了後）、ブロック責任企画（＝清掃責任企画）の指揮の下、ブロック内の全企画が共同で、指定された清掃区域全体（基本的にはブロックと同じ場所）を清掃します。

企画内容に関わらず、全ての企画の方は清掃に参加する義務があります。どうしても2日目（6月1日（日））の最後に清掃に参加することができない場合は、必ず事前に当委員会までご相談下さい。

清掃チェック：

屋外ブロックでは、ブロック責任企画がブロックを代表して清掃チェックを受けるので、それ以外の団体は、清掃チェックを受ける必要はありません。清掃チェックに合格したのかどうか、つまり、もう帰っても構わないのか、については、ブロック責任企画の責任者に確認して下さい。ブロック責任企画の方は、当委員会の清掃チェックを受ける必要があります。清掃チェックを受けないまま帰ってしまったり、別の場所に行ってしまったりと、そのブロックの他の企画に多大な迷惑をかけることとなりますので、十分に注意して下さい。

(2)時間割企画場所

清掃責任企画：

各日（土・日）において、一番最後に企画場所を使用する企画が自動的に清掃責任企画となります。

清掃チェック：

各日の最後の企画、つまり、清掃責任企画については当委員会の清掃チェックを受けて下さい。最後でない企画は、原則として次の企画のチェックを受けることとなりますが、時間帯が飛んでいる場合などでどうしても次の企画に連絡がとれない場合は、当委員会が清掃チェックを行う場合があります。自企画の使用時間（準備・公開・片付けの時間）終了までに清掃を行って下さい。次の企画の責任者の方は、前の企画に「清掃チェック」をお願いしま



す、と言われたら、企画場所及びその周辺（廊下・階段など）の清掃状況を確認して下さい。清掃が完了していると判断すれば、相手の企画登録証の「清掃チェック」欄に団体名・名前を書いて下さい。なお、不備があると判断すれば指摘し、やり直させて下さい。

(3)通常教室、その他の場所

原則としてその場所を使用する企画（1つ、相部屋の場合は各々）が清掃責任企画となります。

2日目（6月1日）の夕方（五月祭一般公開時間の終了後）に、指定された清掃区域（自企画およびその周辺（廊下・階段など））を清掃し、清掃チェックを受けます。

(4)当委員会が管轄しない場所

各学部等から教室などを借用する際に、使用条件（電力、時間、清掃など）について、よく打ち合わせをしておいて下さい。

清掃区域についての詳細は、次回以降・五月祭当日に地図を配付しますので、それを見て確認して下さい。

1.はじめに

正規の登録条件を満たし、正規の手続きを踏まれた原稿については網羅しているつもりですが、何らかの手違いがあったら早急にお知らせください。

2.校正の要領

企画の皆さんには、提出された原稿を元にして作った印刷物を見てもらいます。これに掲載されている企画の方は、用紙に署名の後、出来れば赤色でわかりやすく校正を加えてください。細かなレイアウトの調整にもなるべく対応します。校正の必要がない場合は、大きく丸を書いてください。

尚、校正用紙上では技術要因と経済要因から、印字が荒くなっていますが、これは本物のパンフレットでは修正されます。

3.補足

ご覧になればわかりますが、添付された画像データの解像度が低すぎたり、フォントを埋め込むもしくは輪郭をとっていなかったり、といった事由により納得のいかないレイアウトになっていることもありえます。

加えて、本来ならば原稿を掲載できるのに、未だ提出をしていない企画も相当数あります。こういった方のために、3月29日(土)までの間、Web上の受付フォームにアクセスできるようにしておきます。

原則として、修正原稿の再送等は総てWeb上で行ってください。ただし、どうしてもWeb上では行えない、というのであれば委員会室において受け付けますが、それも3月29日までの駒場及び本郷の開館時間中とします。委員が居らず受付が出来ない場合は、ポストに投函してください。

3-1

食品の取り扱い

1. 概要

五月祭で不特定多数を対象として食品を取り扱う企画は、取扱品目・材料の仕入先・調理方法などを登録し、当委員会から取り扱い許可を受ける必要があります。5月から6月にかけては、一年で最も食中毒が発生しやすい季節ですので、食品の取り扱いに関して十分な注意してください。

2. 取り扱い食品の登録手続

今回の企画代表者会議後に、Web上から「飲食物取扱調査」を行います。飲食物を取り扱う企画は、必ず登録するようにしてください。

登録内容は、調理品目（主品目・副品目）調理方法、材料、仕入先です。

このうち、仕入先以外の項目に関しては4月4日までに必ず登録するようにしてください。登録のない場合、食品の取り扱いが認められない可能性があります。仕入先に関しても、4月末までには登録するようにしてください。

3. 取り扱い調理品目

(1) 概要

模擬店で扱える品目（主品目）は1つまでです。一つの模擬店が複数のクレープ（チョコバナナクレープとツナクレープ、など）を販売することは許可されます。しかし豚汁と焼きそばを一つの模擬店で販売することは保健所に許可されません。ただし、1種類の主品目のほかに副品目として清涼飲料水または種類の酒類（(2)の)参照）を同時に扱うことは可能です。

取り扱い食品は、原則として以下の表から選んでください。

下の表にない食品の取扱を希望する場合は、4月以降にも取り扱い品目の変更を求められる可能性がありますので、あらかじめ第二希望、第三希望の取り扱い品目を決めておくようにして下さい。（おでん、煮込みなどに関しては、具の内容によっては許可が下りない場合もありま

すので注意してください）

また、委員会からの食品の取り扱い許可が下りるまでは絶対に仕入先との本契約を結ばないようにして下さい。このことによって企画に損害が生じたとしても当委員会から補償は一切いたしません。

当日は加熱行為のみをその場で提供直前に行って提供できるような食品に限ります。調理手順の組み入った食品は許可されませんので注意してください。

分類	食品
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁
焼物類	焼き鳥、焼き貝、いか焼き、焼きさつま揚げ、焼き餃子、焼き魚
お好焼	たこ焼き、お好み焼き、タコス
蒸し物	ジャガバター、蒸し餃子、蒸しシューマイ
麺類	焼きそば、即席カップめん
揚げ物類	串かつ、フライドチキン、フライドポテト
喫茶類	ところてん、カキ氷
ドッグ	ソーセージ類をそのまましくは衣をつけて焼くか油で揚げたもの、ホットドッグ類
焼き菓子	今川焼き、クレープ、ベビーカステラ、五兵衛餅、焼餅、クッキー、鯛焼き
揚げ菓子	ドーナツ
団子類	草団子、焼き団子
饅頭類	焼き饅頭、蒸し饅頭
その他	果実チョコ(チョコバナナなど)、蒸しパン、綿あめ
飲料類	清涼飲料類、汁粉、コーヒー、紅茶
酒類	ビール、甘酒

(2) 特記事項

取り扱い可能な飲料

酒類は、ビール、サワー、甘酒など低度数の酒類のみ許可する方向で検討しています。

屋内での酒類の取扱いは大学側から許可が下りないため認められません。



取り扱い不可能な食品

以下の項目に一つでも該当する食品の取り扱いは、(1)の表にある品目も含めて一切認められません。

- ・その場で製造、加工、調理に多量の水を必要とするもの(その場で餅つきを含む)
- ・生クリーム(手作りケーキも該当する)、刺身、米飯、生肉など腐りやすい物()
- ・調理直前の加熱提供の出来ない手作り食品(とろろてん、かき氷、飲料を除く)
- ・水飴を使用する食品(大学芋など)(清掃の障害になるため)

4. 調理手順に関する諸注意

～食品申請の傾向と対策～

a. 一般的注意

- (1) 肉、卵などの要冷蔵の食品を扱う場合は、調理の直前までクーラーボックスによって冷蔵保存をすること。
- (2) 使い捨ての容器を使用すること。
- (3) 調理した食品は必ずその日のうちに処分し、翌日には使わないこと。
- (4) 屋外での調理は、テントの三方をビニールシートで覆うこと。
- (5) 材料は必ず高さ60cm以上の机の上におくこと。
- (6) 調理前は消毒液で手をきれいにすること。
- (7) 爪を切ること。
- (8) 傷のある手では調理しないこと。
- (9) エプロン、三角巾を着用すること。
- (10) 布巾は6枚以上を用意し、同じ布巾を繰り返し使用しないこと。
- (11) 風邪を引いた人、体調の悪い人は食品にふれないこと。

b. 各食品に関する注意

以下の注意に従っていない食品申請は、保健所に認められませんので、よく読んで必ず注意

に沿った調理手順を申請してください。

(1) 煮物類

・・・おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁
五月祭で扱えるのは、「事前に仕込みした具をその場で煮込んだもの」のみですが、事前に仕込みをする場合、保健所の営業許可を受けた場所以外では一切仕込みができませんので、保健所の営業許可のある場所(飲食店など)を借りて仕込みをするか、事前の仕込みのいない食品を扱うようにしてください。特に肉に関しては冷凍のカット済のもの以外の使用は一切認めません。また、冷凍食品はクーラーボックスで保管するようにしてください。

煮物類の中で「煮込み」だけが範疇が広く、例年保健所に認められないケースが多いのですが、保健所に言われた注意点としては

- ・乳製品(ルーを含む)を使わないこと(トッピングを含めて)
- ・火の通りにくい物から順番に加熱するようにすること
- ・十分に加熱し、客に提供するまで加熱を続けること
- ・当日その場ですべての調理をすること(事前仕込みは禁止)
- ・手順が簡単であること

ということなので、自分たちが提供しようとしている物がその条件に合った物なのか(そして少しおせっかいですが材料費を含めて採算が取れるのか)をよく考えて申請するようにしてください。

(2) 焼物類

・・・焼き鳥、焼き貝、いか焼き、焼きさつま揚げ、焼き餃子、焼き魚

これらも保健所の営業許可のないところでの事前の仕込みは一切禁止です。直前に購入し、当日はクーラーボックスで保管した既成品を調理するようにしてください。保健所の人に「学園祭の焼き鳥はしばしば生焼けのまま売られていて、食中毒につながりやすいので、焼き鳥はレトルトの加熱済のものにしてほしい」と言われ



ているので、出来る限り従ってください。やむを得ない事情により未加熱の焼き鳥を購入する場合も、必ず串に刺さって冷凍されたものを購入するようにしてください。冷凍肉を自分たちで串に刺すのは禁止です。また、焼き鳥を当日たれにつけておくことも禁止ですので、その場で既製品のたれを塗りながら十分に焼くようにしてください。

(3) お好み焼類

・・・たこ焼き、お好み焼き、タコス
具は既製品を使用し、直前に購入、クーラーボックスで保管してください。タコスの皮は既製品を焼くようにしてください。

(4) 麺類

・・・焼きそば、即席カップ麺
麺類で調理が認められるのは上の二点のみです。うどん、そば、そうめん、ビーフン、焼きうどんなどは認められません。「即席カップ麺」の範囲は、既製品のカップの麺を入れてお湯を注げばできあがるもので、湯切りがあるものや最後に袋に入った粉末スープをかける物、鍋などで麺をゆでる必要のある物は認められません。(逆に言うとチキンラーメンはカップに入っていないけれどOKです。チキンラーメンを申請する人がいれば、の話ですが・・・)

(5) ドッグ類

・・・ソーセージ類をそのままもしくは衣を付けて焼くか油で揚げた物、ホットドッグ類、ハンバーガー類
要するにアメリカンドッグ、フランクフルト、ホットドッグ、ハンバーガーです。ソーセージは加熱済のものを焼くようにしてください。ホットドッグやハンバーガーのパンは既製品を使ってください。また、ホットドッグやハンバーガーにはさむ物は熱処理済の既製品の肉(ハム・ソーセージなど)のみで、野菜やその場で焼いた焼き肉などをはさむことはできません。

(6) 揚げ物類

・・・串かつ、フライドチキン、フライドポテト
喫茶類・・・ところてん、かき氷
飲料類 清涼飲料類、しるこ、コーヒー、紅茶
茹物・蒸し物類・・・じゃがバター、蒸し餃子、蒸しシュウマイ
ところてんやかき氷を扱う際は氷や調理器具の衛生環境に充分気をつけてください。かき氷の氷は業者から購入するようにしてください。(自宅の冷凍庫で凍らせてはいけません)
コーヒー、紅茶のミルクはポーションミルクを使ってください。生クリーム・牛乳の使用は禁止です。また、室内では電気容量の関係でコーヒーメーカーや電気ポットは使えないので注意してください(詳しくは組織局からのお知らせを見てください)

(7) 酒類

・・・ビール、甘酒 など
酒類は、保健所というよりも大学側との交渉にかかってきます。室内での酒類の取り扱いには各学部の許可がないので禁止です。屋外での酒類の販売に関しては、アルコール濃度の高い酒(ワインなど)の取扱いは一律禁止しますが、アルコール度数の低いカクテルなどに関しては、大学側と交渉の上結果をお知らせしますので、締め切りまでに必ずカクテルの種類と作り方を申請してください。
酒類を複数種類販売する場合、他の食品を販売することは出来ませんが、例外として既製品のソフトドリンクやスナック菓子・乾物類を提供することは認められます。

(8) 菓子類

菓子製造行為として取り扱いができるもの)
焼菓子・・・今川焼き、クレープ、ベビーカーテラ、五兵衛餅、焼き餅、たい焼き
揚菓子・・・ドーナツ
団子類・・・草団子、焼き団子
饅頭類・・・焼き饅頭、蒸し饅頭



その他 果実チョコ(チョコバナナなど), 蒸しパン, 綿あめ

ここにある菓子類は、調理販売ができるものです。ただし、餅, 団子, 饅頭は既製品を使うようにしてください。卵を含んだ生地(タネ)を用いる今川焼、クレープ、ベビーカステラ、たい焼きを作る場合は、タネの作りおきはしないでください。卵は栄養分が多く、細菌が繁殖しやすいため、一度毒素ができてしまうと加熱処理をしても毒素を完全に取り除くことができないからです。

(9)その他

(食料品販売行為として取り扱いができるもの) 洋菓子(洋生菓子を除く)、和菓子、野菜、缶詰、フルーツポンチ、アイスクリームなど

(8)とちがって、こちらは調理をすることが出来ません。よって、店で買ってきた物をそのまま容器を移し替えるなどして提供することになります。ただし、アイスクリームに関してはカップに入ったものを未開封のままの販売するようにしてください。アイスクリームサーバーを使ったアイスクリームの盛りつけは禁止です。

ケーキは、洋生菓子以外のもののみになります。ワッフル、パイ類、シュークリーム、プディング、ショートケーキ、タルトは洋生菓子に分類されますので扱うことが出来ません。それぞれのケーキが洋生菓子に当たるかどうかは、仕入先のお店の人に相談してみればわかると思いますが、基本的に要冷蔵と書いてあるケーキが洋生菓子、冷暗所保管のケーキなら取り扱えると考えればよいと思います。

フルーツポンチに関しては、「複数の缶詰を盛り合わせただけの物」のみ販売を認めますので、フルーツポンチ用に小さく切られた果物や寒天を缶や袋から直接皿に盛り合わせるようにしてください。先にボールなどに混ぜておいた

りのは禁止です。また、缶詰フルーツや寒天をその場で切ることは禁止です。

5.仕入先

保健所に臨時出店行事の許可を求める際に必要となります。締切りは4月末ですので、それまでにどこから仕入れるのかを決定し、その連絡先を記入してください。仕入先に関しては特に規制はしませんが、調理済食品や乳製品などは特に信頼できる店で仕入れるようにしましょう。仕入先としては本郷近辺のスーパーで買うかweb上の学園祭用食材店などで調達してくる企画が例年多いようです。

6.保健所 / 学部 / 委員会の許可が下りなかった場合

許可が下りなかった場合は、品目や調理方法を変更しなければ五月祭に参加することはできません。4月4日までに申請のあった食品に関しては、不許可となった場合は4月中旬頃に委員会から企画責任者または副責任者に連絡します。4月後半までに取り扱い品目を変更し、4月末までに再度申請してください。4月4日以降の申請分に関しましては、5月初旬に再申請分や新入生企画の申請と一緒に保健所に持っていくことになるので、回答が5月中旬になることが予想されます。必ず締切を守るようにしてください。

3-2

火気・レンタル関連

1. レンタル一括購入物品リスト

レンタル品によって借り入れ先が限定されているものがあります。注意してください。

	アコム	浅野	生協	委員会
模擬店				
テント		×		×
長机		×		×
折り畳みイス		×		×
調理器具		×		×
プロパンガス			×	×
発電機		×		×
消火器	×	×	×	
屋内企画				
長机		×		×
折り畳みイス		×		×
マイク	×	×	×	
安田講堂、法 31、緑の広場				
マイク	×	×	×	
暗幕		×		

- ：これら以外からはレンタルすることができないもの
- ：お金を払うことでレンタル/購入することのできるもの
- ×：レンタルすることができないもの

2. プロパンガス、消火器、発電機を借りるには？

(1) 屋外での火気使用

火気の使用には様々な危険が伴います。過去、火器の使用方法を誤ったためにボヤ/爆発といった事故が何度もありました。反省/検討を踏まえ、安全面への配慮から76回五月祭では、委員会が安全と判断したプロパンガスと発電機のみを許可します。そのため、火気を使用する団体は必ず「火気使用申請」を行ってください。無申請の火気使用は発見次第即使用停止します。火気使用申請と同時に、同じ書類から火気の一括レンタルを申し込むことができます。

なお、火気使用には消防署の許可が必要です。

これには、消火器を個別に備え、事前に消防訓練を受ける必要があります。消防訓練は第三回企画代表者会議(4月29日予定)で行います。

(2) 屋内での火気使用

屋内での火気使用は学部の許可が下りないため、使用することはできません。特殊事情によりどうしても火気使用が必要な場合は、個別に委員会に申請を行ってください。無申請の火気使用は発見次第即使用停止します。

3. 生協から借りるには？

生協からはプロパンガスと消火器以外のほとんどのものをレンタルすることができます。生協 本郷プレイガイド・トラベルセンター(03-3813-5101 五月祭担当:菊地さん)が受付を行っています。各企画で個別に申し込みを行ってください。

なお生協を通じてレンタルした物品は、五月祭前日に本郷キャンパス構内で受け取ることができます。

4. アコムから借りるには？

アコムからはプロパンガスと消火器以外のほとんどのものをレンタルすることができます。アコムからレンタルするには委員会が仲介して一括申し込みを行う方法と、各企画が個別に申し込む方法の2つがあります。なおアコムを通じてレンタルした物品は、五月祭前日に本郷キャンパス構内で受け取ることができます。なお、レンタル会社と企画団体間で問題が発生した場合、委員会は責任を負いません。

(1) 委員会の仲介によるアコムレンタル一括申し込みの場合

アコム一括レンタル仲介



[物品] テント、調理器具など(詳しくはアコムカタログを参照)

[受付] インターネット受付 「アコム一括レンタル仲介」

[締切] 4月17日(木)

(2) 企画が個別に申し込む場合

アコム新宿営業所(03-3350-5081 五月祭担当: 黒崎さん)が受付を行っています。2週間くらい前までならば、駆け込み申し込みで間に合うようです。

5. 上記以外の業者や方法でレンタルするには?

本郷付近の学校や公民館などの他団体から借用することができれば経済的にレンタルすることができます。委員会では、このような貸出しをしている他団体の紹介は行っておりませんので、企画自身でこのような他団体と交渉していただくこととなります。この際、もし相手方の団体が五月祭の実行委員会による信用保証を求

める場合には、委員会による借用願と確認書を発行いたしますのでご相談ください。

なお、以下の3点に注意してください。

(1) テントには4本足テント(2.7m × 3.6m)と6本足テント(5.4m × 3.6m)の2種類があります。五月祭で1企画に割り当てられる面積は、2.7m × 3.6mですので、**4本足テントを借りるようにしてください**。6本足テントの場合は、半分を折り畳んで使うこととなります。

(2) **プロパンガスと消火器は委員会を通じて借りる必要があります**。他団体を通じて借りることはできません。

(3) 五月祭前日および当日は車両の入構が規制されます。他団体から借りた資材を本郷キャンパス内に車をつかって運び込む場合は、「車両入構申請」を行ってください。

1. 制限の趣旨

五月祭期間中、構内にはテントがひしめき、かなりの混雑が予想されます。このため準備・後片付けを含む五月祭期間中、安全性を確保し混雑を防ぐため、通常車両入構を禁止します。ただし、資材搬入・講師送迎などのためにどうしても車両の入構が必要な企画は、手続きをする必要があります。手続き後、「車両入構証」を発行します。

また、前日までに、構内にある車両はすべて、五月祭開催区域及びそこへ至る道以外の区域へ撤去していただきます。期間中は、申請の上許可された車両以外の一切の車両入構を禁止します。

2. 概要

(1) 概要

入構車両の大きさ

2トントラックまで(自動二輪・原付についてはエンジンを切って引く場合に限り申請は不要)

荷物の積み降ろしのための駐停車・講師等の送迎のための停車のみ可

(車両の保管を目的とした駐車は不可)

入構可能区域

下記の図を参照して下さい。

(2) 手続き対象期間

出入構を希望する期間により、以下の3つに分類されます。

30日13:00～19:30に出入構する場合

入構ゲート 薬学部前ゲート 農学部正門

当委員会が発行する「入構許可証」が必要です。

31日、および1日07:00～19:30に出入構する場合

入構ゲート 弥生門ゲート 薬学部前ゲート 農学部正門

当委員会が発行する「入構許可証」が必要です。

30日13:00まで、あるいは1日19:30以降に出入構する場合

当委員会の管轄期間外なので、平時と同様に通りゲートが閉まっており、大学の入構証(パスカード)が必要です。ただし、30日13:00以降の出構、1日19:30以前の入構には五月祭常任委員会発行の「入構許可証」が併せて必要です。

30日19:30～31日07:00ならびに31日19:30～1日07:00に入構・出構する場合

この時間帯は、平時と同様にゲートが閉まっており、大学の入構証(パスカード)が必要です。ただし、昼間の出入構には五月祭常任委員会発行の「入構許可証」が併せて必要です。

(3) 出入構方法

<入構>

- 1 ゲートの前まで行く
- 2 入構管理の運営委員に「入構許可証」を見せ、確認した後、ゲートを開けてもらう。
- 3 構内では注意しながら徐行し、指定された範囲に止める。決して車止めは動かさないようにして下さい。

<出構>

- 1 ゲートの前にいる入構管理の運営委員に「入構許可証」を渡し、回収してもらう。
- 2 ゲートを開けてもらう。



3. 申請方法

(1) 手続き方法

インターネット上の「車両入構申請」で、必要項目を入力すれば手続きは完了です。5月中旬に行われる「プレハブ手続き」にて「入構許可証」を発行します。

車両入構に関して変更があった場合は、すぐに連絡をして下さい。

(2) 注意事項

- ・登録手続きの締め切りを5月6日とします。
- ・申請は、入構(入+出)1回につき1回必要です。同じ時間に同じ場所からの入出構を1回と数え、台数は複数になっても構いません。
- ・ここに示された以外の要領で入構を行う(入構時刻、入構時間、車両の大きさ等について)ことを希望する企画団体は、申請の際、備考欄にその理由を書いて下さい。
- ・入構許可を受けていない車両は、30日午後から1日までの間一切の入構を認めません。資材搬入を業者に依頼する企画も、必ず申請し、車両入構証をその業者の方に渡して入構の際に提示するように連絡して下さい。その際、入構口・入構ルート等を詳しく説明しておいて下さい。

4. 特記事項

(1) 一般的注意事項

五月祭運営上支障をきたしますので、指定された入構口(薬学部前、弥生門、農学部正門)付近に加え、正門・赤門付近や東大病院前の通りにも、期間中決して駐停車しないで下さい。五月祭開催期間中も、東大病院前道路はバス、タクシーなど公共交通機関が通常通り運行されていますし、緊急用車両の通行もあります。

駐車車両が通行の大きな障害になっている場合は警察に通報します。

他の車両の迷惑となりますので、入構の許可を受けなくてこれらの門の付近で荷物を積み降ろすのはやめて下さい。

構内に長時間駐車することは原則としてできません。およそ入構後1時間以内に出構して下さい。また日をまたいでの入出構(止めっぱなし)はできません。

(2) 当日宅配便を利用する場合

五月祭当日は宅配便の車両入構も他の車両入構の基準に従って規制します。ですから、宅配便の業者に入構許可証を渡さない限り、宅配便の車両は入構できません。また、配達の人が企画の場所がわからず混乱するといったことも予想されます。そこで、どうしても当日荷物を宅配便で送ってもらう必要のある企画の方には、以下のような方法をおすすめします。

宅配便等の営業所に荷物を留め置く

荷物を最寄りの営業所等(郵便局なら本郷郵便局、ヤマト運輸なら湯島営業所、日本通運なら神田中央支店)を宛先にして送り、当日企画の方が歩いて取りに行く。

バイク便・自転車便を利用する

バイク便・自転車便を利用し、受け取り場所を詳細に指定(竜岡門前など)しておき、その場所に企画の方が出向いて荷物を受け取る。

なお、キャンパスの住所のみが宛先として書かれているといったような荷物が、宅配便で委員会に届いた場合、委員会では一切受け取りません。業者の方にお引き取り願いますので、ご了承下さい。

車両入構の図は36頁を参照。

1. 運営委員とは

五月祭の成立には準備から後片付けまで様々な労務が必要となります。また、トイレ清掃が実施されないと、トイレは汚れる一方で来場者に対し悪い印象を与えてしまいます。しかし、当委員会の委員だけではその仕事を全て行うのは不可能です。五月祭は自主学園祭と規定されているという点からも、主体的構成要素である企画の皆さんにも当然手伝っていただくこととなります。また、必要な役務を効率的に行うには、各企画団体がバラバラで行う場合よりも、共同して当たる方が効率がよいと思われます。そこで、五月祭では運営委員という制度を例年実施しております。この制度は、当委員会が必要な調整を行った上で、参加企画の皆さんに企画種別及び利用するサービスに応じた役務を分担して行っていただく制度です。

この制度では運営委員の皆さんには自企画と直接には関連の無い仕事をしていただくことがあるかも知れません。しかし、そのような仕事も五月祭を内部から充実させていくという点では全企画に関連していますし、逆に自企画も他企画の運営委員の業務に支えられている部分も大きいと言えますのでご理解下さい。

2. 運営委員制度

(1) 概要

当委員会が特に指定する場合を除き、基本的に以下の行為に対し運営委員派遣義務が発生致します。

企画参加に対し、3単位

運営委員の派遣量を計測する際には、1人が2時間通常の業務を行うことを1単位とする「単位」を基準と致します。

但し、業務内容・時間帯の面で他の業務に比

して負担の大きい業務は、重率をかけて、単位を大きくします。例えば、重率2の場合は、1人が2時間業務を行ったことによって2単位分の業務を行ったと見なします。

(2) 免除事項

企画場所の清掃を行っていただく際、当該部屋・ブロックの責任者となる部屋/ブロック清掃責任企画に対しては、清掃に関し五月祭の運営の一部を担うこととなりますので、以下の運営委員派遣単位分を免除致します。

- ・部屋清掃責任企画に対し、1単位
- ・ブロック清掃責任企画に対し、2単位
- ・エコレシビコンテストについては、19頁を参照参照してください。

(3) 業務内容

運営委員の業務としては、一部ですが以下のようなものを予定しています。

資材移動

五月祭で使用する各種資材をトラックに積み込み/荷降ろし作業等を行います。

立て看板製作

五月祭当日に使用する構内案内図等を製作します。

ステージ、各種設備設置・撤収

ステージの設営、および委員会が管轄するサービスで使用する設備(インフォメーションセンター、湯沸し場など)の設置、撤収作業を行います。

管理

ごみ集積場に送られてくるごみの分別、湯沸し場の管理、入構を希望する車両の誘導、インフォメーションセンターでの来場者の案内、およびパンフレットの販売のいずれかを担当します。



運営委員の指揮(特殊)

ステージ、および各種設備の設置、撤収を行う運営委員の指揮をしていただきます。およそ7人程度の運営委員を指揮して指定された業務を行っていただきます。

指揮運営委員は、五月祭の運営計画において非常に重要な役割を担っています。あなたが担当する運営委員に対して真摯な態度で接することが出来る方、業務内容を十分に理解し的確な行動をとっていただける方の申請をお待ちしています。

業務内容の重要性から、重率は2、または3とします。

構内清掃

朝に構内、およびトイレの清掃をします。

遊撃要員

指定された期間中に、委員会からの仕事の要請に対して、すぐに運営委員を派遣していただく、待機要員を指します。

3. 手続き

(1) 手続き方法

今回の会議の終了後一定の期間内に、上記の「運営委員希望調査」を行います。あらかじめ「手続きマニュアル」を読み、運営委員を派遣することができる日時・人数を把握した上でWebから手続きを行って下さい。

一企画あたり、最低3単位分以上を登録する必要があります。

締切は4月17日(木)です。締切に遅れますと割り振りの際に不利になることをご留意下さい。

調査結果をもとに抽選プログラムを用いて、割り振りを行い、その結果を第三回企画代表者会議で発表します。その結果を必ず確認して下さい。

割り振り結果に何らかの不都合がある場合

は、委員会が指定する期間内に変更を希望する旨の申請をすることが可能です。

(2) 今後の手続き

第二回企画代

運営委員派遣日時調査の説明

運営委員派遣日時調査

第三回企画代

運営委員割り振り結果発表

変更希望受付

第四回企画代

運営委員割り振り結果確定

五月祭当日及び準備後片付け期間

資材運搬作業・当日運営作業

4. 終わりに

全企画に運営委員を負担していただく以上、運営委員を欠席することは他の企画への迷惑になるだけでなく、五月祭全体の不利益にも繋がるため、**欠席企画には相応の処分がなされます。**また、**運営委員として課された分を消化しなかった場合は、その事実を来年度以降へ引継ぎます。**

また、過去に、運営委員として来られた方が、自分が何をするために来ているのかを知らずに来ていたということがありましたので、**企画責任者の方は企画構成員の方に運営委員のシステムを予め御説明していただくようお願い致します。**当委員会と致しましても、可能な限り仕事の効率上昇と充実した仕事環境の提供に努めたいと思っていますので、よろしくようお願い致します。

1. コンテスト開催要項

エコレシピとは、一般的には家庭などで残り物や野菜・果物の皮など本来は捨てられてしまうものを材料として有効利用して作った料理のことを言います。今回の五月祭では、

えびせんやアイスコーンなどのように食べられるものを容器代わりに使用するメニュー。

もともとの容器ごみが少ない、または容器が環境に優しいメニュー。

などのように、ごみを減らそうと工夫されたメニュー全般の事を指しています。

今回の五月祭では、屋内・屋外模擬店を対象にエコレシピコンテストを開催します。**展示・実演系の企画は対象外となっています**のでご注意ください。1企画でも多くの参加をお待ちしています。

2. 参加方法

当委員会のWeb上よりエントリーしてください。締め切りは4月4日です。申請方法の詳細については、手続きマニュアルをご覧ください。特に、実際の工夫内容、環境に配慮した場合の利点をもとに当委員会で審査しますので、その点をしっかり記入してください。

3. 優遇措置

コンテストには以下の賞を設け、委員会による優遇措置をとります。ただし、場合によっては該当企画なしの賞が生じることがあります。

・五月祭常任委員会委員長賞(1件)

アイデアの独自性に溢れ、エコレシピとして特に他の規格の規範となるようなもの。運営委員単位を全免します。

・環境局長賞(1～2件)

エコレシピとして特に他の企画の規範となる

ようなもの。運営委員単位を半免します。

・努力賞(5件程度)

アイデア性を重視しごみ削減のための努力をしているもの。運営委員単位を一単位減免します。

< 優遇内容 >

・優先広報

当日配布のマップやパンフレットの特集ページに企画の紹介を掲載する予定です。

・運営委員単位減免

コンテスト入賞企画には、運営委員単位の減免を行います。来場者や企画参加者に五月祭の環境行政的役割を伝えるということに一役買っていることから、五月祭全体の利益となるという理念のもとに運営委員単位を減免します。その他の企画の皆さんにはその点をご了承いただきたいと思えます。

・集積場優先対応

毎年ごみ集積場は長蛇の列となりますが、通常の企画とは別のレーンを設けるなどして優先的にごみ処理を対応していきます。これは、コンテスト入賞企画から出されたごみの量を調査するためでもあります。

4. その他

五月祭の二日間で出されるごみの総量は例年12トンにも達し、祭り終了後もその処理で多くの労力を要しており、ごみ処理の問題は年々深刻化しています。特に、模擬店から出されるごみの割合が多いことから、今回のコンテストを通じて、企画の皆さんが少しでもごみ削減につながるきっかけをつくっていただければ、という意図の下、今回のコンテストは企画されました。したがって、残念ながらコンテストに入賞されなかった企画の方も、ぜひ率先してごみ削減につながる努力をしていただきたいと思います。ご協力よろしくお願いします。

3-6

容器・飲料一括購入

1.はじめに

多くの模擬店では、食品を販売する際に容器やコップを使用することになると思います。容器・ビール・氷については、委員会を通じて他の企画と一緒に一括購入をすることができます。自分たちで調達・保管する必要がなくなり、労力の節約につながるだけでなく、環境にも配慮した容器なので、これらの調達品は原則として委員会を通じて購入してください。

2.一括購入する商品

今回一括購入する予定のものは以下の通りです。

サイズ・価格等については、手続きマニュアルを参照してください。

注意点

- ・一括購入の総数によって価格が変動する可能性があります。
- ・少量しか申し込みのなかったものは一括購入の対象外となることがありますが、ご了承下さい。
- ・容器類については、サンプルを委員会室で実際に見ることが出来ます。

容器類

- ・フードパック (蓋のできるタイプ。葦製)
- ・カップ (深めのタイプ。葦製)
- ・プレート (丸皿。葦製)
- ・トレイ (角皿。葦製)
- ・コップ (ケナフ製紙コップ)
- ・割り箸 (間伐材を利用)
- ・ナプキン (葦製紙ナプキン)

ビール類

- ・黒ラベル 大瓶
- ・エビス 大瓶
- ・生大樽
- ・生大樽用ガス

氷

- ・かき氷 / 保冷用ブロック氷

3.容器について

今回の五月祭で一括購入する容器は、「葦(アシ)」「ケナフ」という非木材製パルプでできた「環境にやさしい」商品です。一般的なお祭の出店で使われている発泡スチロール製のものに比べると価格は高めですが、五月祭という多くの来場者が訪れるイベントで環境対策を行うことによって、少しでも多くの方が環境問題を考えるきっかけとなってもらえれば、という目的でこの容器を選定しました。ちなみに、使用された容器は全てリサイクルされ、トイレトーパーなどの商品に生まれ変わることであります。

4.申し込み方法

詳しくは手続きマニュアルを参照してください。

[受付] WEB 受付 「容器・飲料一括購入の申し込み」

[締切] 4月17日(木)

代金納入・引渡し方法などにつきましては、次回以降の企画代表者会議にて連絡します。

3-7

グランドフェスティバル

今年はグランドフェスティバルへの参加登録は一応既に締め切っていますので、説明のみになります。3月1日以降に登録したバンドの方は下記の「遅れ企画の扱いについて」をご覧ください。

破損などの際は弁償などの措置を取らせて頂きます。また場合によっては当日及び来年以降の参加を検討する可能性もありますのでご注意ください。

グランドフェスティバルの詳細

[本番日時] 6月1日(日) 12:00 ~ 18:00
 [持ち時間] 30分(入れ替え、セッティング時間を含む)
 [参加費用] 25000 ~ 30000円(時間帯によって異なります)

[注意事項]

- (1) 当日及びそれまでの準備期間中は五月祭常任委員会の指示に従ってください。
- (2) グランドフェスティバルは屋外ステージのため、委員会が雨天時の中止決定を下した場合はその決定に従って頂きます。その際、ステージ分担保は一切返金出来ません。予め御了承下さい。
- (3) 当日は、音量等、周辺環境に影響を及ぼす可能性のあるものについては、関係各所からの苦情が出た場合、参加企画の意向に添えない場合があります。
- (4) 当日は設備・機材の保全に十分注意して下さい。

[機材・ステージのサイズ]

参考までに昨年度の機材をお知らせします。今年度の機材についてはまた後ほど発表します。

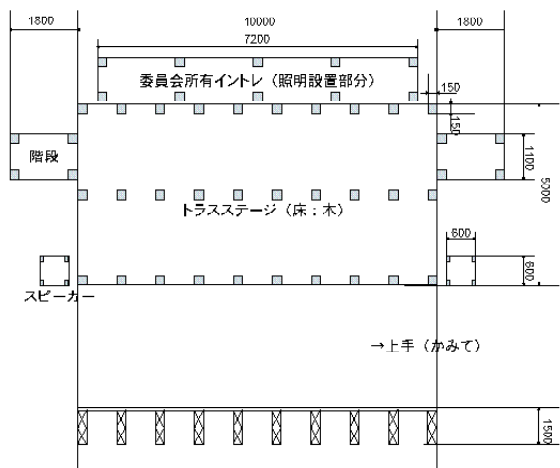
今後のスケジュール	
4月下旬	ステージ使用の調査 持込楽器、配置図、音響・照明の要望を調査
5月中旬	曲目と各曲の演奏時間の調査
5月30日	ステージの設置作業 持込みの機材がある場合は、この時に一度調整を行います
6月1日	本番 開始30分前にはステージ横にて最後の打ち合わせします

[遅れ企画の扱いについて]

3月1日以降に登録したバンドの方は、この第2回企画代表者会議の後で抽選を行います。

第76回五月祭ステージ設営図(概略図)

サイズ	W9[m]D4.5[m]H0.9[m]
照明	有り(スモークマシン含む)
スピーカー	メイン(フライング)×4+モニタ×8
楽器	ギターアンプ×2
	ベースアンプ×1
	キーボードアンプ×1
	ドラム(YAMAHA YD-9000)×1
マイク	ワイアド×3、ワイアレス×3+楽器の音取り用マイク
その他	CDプレーヤー、MDプレーヤー、キーボードスタンド



3-8

電力調査

屋内で電力を使用する企画を対象として、どのような機器をどれくらい使うか、そして、最大でどれくらいの電力を使うか、希望を出して頂くものです。

定められた容量を越えて電力を使用すると事故につながる危険性があり、それを防ぐためにブレーカーやヒューズにより電力供給が自動的にストップします。五月祭当日にそのようなことが起こった場合、原因となった機器を探し当て、取り除き、各教室への電力供給を再開させるのは大変です。また、電源供給が突然絶たれることで、電気機器に悪影響を与えたり、来場者に不安を与えてしまうことは言うまでもありません。

注意：

上記の理由により、事前に申請が出ていない場合は電気機器類の使用を一切認めません。また、申請内容に含まれていない機器の使用も認めません。必ず締切を守って申請するようにして下さい。締切は5月6日(火)とします。

申請をもとにして、委員会で「電力使用許可証」を発行しますので、当日はこの許可証の記載に従って電気機器を使用して下さい。

3-9

本部後援

広報局からのお知らせ

広報局では本部後援制度を設け、本部後援企画を審査の後認定し、パンフレットなどにおける優先広報を行います。本部後援を希望する企画はWeb上から申請してください。申請の締め切りは4月4日(金)です。申請された企画には4月4日以降、当委員会による審査をうけていただきます。当委員会の審査員に対して、企画内容についての説明を行ってください。審査の時間、場所については後ほどこちらから連絡して調整します。活気ある企画の登録をお待ちしております。

1. 制度概要

現金援助制度とは、企画行為を行いたいですが自己資本を使って企画を行なう事が出来ない経済基盤の弱い団体に対し、委員会が現金を給付する形で支出の一部金額を負担する制度です。多額の支出が予想されるが企画行為で収入を得ることが出来ない企画等も対象に含まれます。

今回申請してもらい、五月祭後に領収書及び収支報告書を提出、全対象企画分を当委員会が監査した上で支出額に応じた金額を交付します。援助率は申請状況によって変動しますが、20-40%程度を予定しています。

2. 対象企画

収入源のない、無収入企画を対象とします（企画団体の構成員、OBからのカンパや寄付は収入には含めません）。**売上販売、カンパ、スポンサーなどの形態で来場者から収入を得る企画は、当制度を利用できません。**前売りや後払いなど、金銭授受が五月祭期間外であったとしても制度の対象にはなりません。

3. 援助対象となる支出

企画に必要と判断される支出のうち、領収書が規定の条件を満たしているものを対象とします。不備のある項目についてはその項目を除外し、残りの額について査定を行う事になります。

五月祭以後も継続して使用される器具や耐久消費財なども対象項目にはなりません。なお、3/24以前の支出に関しては五月祭とは関係ないものとみなし援助は行ないませんので予めご了承ください。

援助申請に伴い、領収書及び収支報告書を提出していただきますので、きちんと整理しておいて下さい。

領収書は以下の事項を遵守してください

宛名は企画団体名にして下さい。「上様」では認められません。「委員会 本郷太郎様」「××部 企画様」等の記述は問題ないですが、個人名のみの場合は責任者名義でも認められません。

但し書きは詳しく記載してもらって下さい。「お品代」では対象にはできません。

日付のない領収書は無効です。また、前述の通り3/23以前の支出は対象外です。

金額の前と後に「¥」やハイフンをつけるなど、金額の改竄の可能性を残すような記載は無効となりますのでご注意ください。

領収書はなるべく折り曲げず、きれいに保管しておいて下さい。文字がかすれていて読み取れない場合、無効になることがありますのでご注意ください。

3-11

物品援助

1. 制度概要

企画実行を助けるため、企画実行の際必要となる各種物品を各企画に配布します。現金援助同様、無収入企画を対象とします。

2. 援助物品

物品援助の品目は以下のようなものを予定しています。ここに挙げた物品以外でももし希望があれば記入して下さい(数量も忘れずに)。希望が叶えられそうな場合は後日こちらから連絡します。

上質紙 B4 (白・クリーム・ピンク・グリーン・オレンジ・藤色・空色・黄緑色)
貼って剥がせるテープ (貼りピラ用)
マジック (ポスカ系 黒・赤・青・緑)
ポスターカラー (絵の具 黒・赤・青・緑・黄)
ベニヤ板 (90cm × 180cm) × 2.5mm
角材 (長さ 3.8m)

3. その他

一企画当たりの上限は10,000円程度です。詳しくは申請の際の注意事項を参照して下さい。

「個数」の記入の際には、単位に注意して下さい

単位は自然数を記入して下さい。

援助枠が余ったからといって、必要以上に物品を申請するのはご遠慮ください。

この項ではスポンサー・有名人招聘など、東京大学外の団体（以下、外部団体）と関連する行為、カンパ・入場料など、企画の財源となる行為について説明いたします。

1. 具体的な事例

外部団体の行為もしくはそれに準ずる行為（禁止）

外部団体に利益を与えることが主たる企画目的であることは認められません。供品配布、マーケティングリサーチ等はこれに含まれます。また、外部団体の宣伝・勧誘行為も同様に禁止といたします。

入場料（禁止）

名目に関わらず来場者から事前あるいは事後に強制的に金銭を徴収する行為。物品の販売・引き換えを名目とする行為も含まれます。学園祭の公開性を阻害するという観点から禁止といたします。

カンパ（届出制）

企画団体の活動や趣旨に賛同する来場者が、任意によって企画後に金銭を徴収する行為。徴収した金銭が当該企画団体の収入になるものを指します。

カンパ及び後述する募金は、任意性が確保されていなければなりません。そのため、少なくとも以下の条件を満たす必要があります。

企画後でなければならない

金額を特定してはならない

出口をふさぐなどの任意性が侵される行為はしてはならない

また、カンパ・募金の有無や金額の多寡によって来場者への対応を変える（優先的に座席を確保する等）事は、来場者に与える印象を考

え禁止といたします。

募金（届出制）

形式としてはカンパと同様ですが、徴収した金銭が当該企画団体以外の収入になるものを指します。カンパの項にある条件に加え、募金の趣旨が企画内容や企画団体と関連性のあるものでなければなりません。また、外部団体の宣伝と取られかねないほどの過度の宣伝は禁止します。なお、後日領収証の提示を求めることも検討しています。

宣伝行為（許可制）

・外部団体もしくは特定商品などの宣伝行為
講演者が所属する営利団体の宣伝や、団体への加入を促す発言など。芸能人が今後の活動スケジュールに触れる事も含まれます。

・物品における外部団体名などの顕名

企画が設置もしくは配布する物品において外部団体の名称・宣伝が掲載されること。外部団体のポスターを貼ること、のぼりをたてること、冊子に広告を掲載することなどが含まれます。

これらの行為は、企画内容と密接な関連があり、企画内容と不可分である必要があります。企画内容と全く関係のない行為は、「外部団体の行為若しくはそれに準ずる行為」と見なす事ができるからです。

2. 具体的な行為の点からみた今期の制度

指定行為には様々な事例があるため、五月祭常任委員会が事前に基準を厳格に定め適用していくことは事実上不可能です。そのため、**該当する行為を行う企画は全て事前に届け出ることを義務といたします。**

委員会は届出に基づいて事例を個別判断します。その結果問題性のないものに関しては一定



の条件のもとで許可いたします。問題性があると思われるものに関しては直接各企画の方から詳しい話をうかがった上で許可もしくは不許可の判断を行います。

上記の行為に該当するかどうか判断に迷う場合にも、とりあえず申請するようにしてください。なお、五月祭当日に無届で該当行為を行っていた場合には、理由を問わず中止していただくこととなります。ご注意ください。

これらの行為がすべて即禁止になるということではありません。これらの行為には問題性が生じやすいということを示しているに過ぎません。実際には宣伝の度合や様態が著しいケースなどに対して規制がかかるということになります。締切は5月6日とします。

届出期間は長く取っておりますが、当該行為が禁止となった場合の事を考え、可能な限り早期から対応を始めます。早めの届出をお願いいたします。

3.(参考) 制約がかかる理由

一般的に言えば、外部からの資源導入は企画規模を拡大できる可能性や新たな多様性を生む可能性を持っている反面、本来の目的の喪失や学生の主体性の喪失といった現象をもたらしかねません。そのような点を踏まえ、五月祭での外部資源の導入に関しては、国立大学の構内で行われることから生ずる制約と五月祭常任委員会の方針として例年何らかの規制がかけられています。

まず挙げられるのは「国立大学の構内」という五月祭の開催場所から発生する以下のような制約条件です。

まず、国立大学の敷地は国有財産法第三条二項一号によって定義される公用財産たる行政財産にあたります。行政財産は用途変更（同十四条四号）したり、国以外の者に使用・収益を許可（同七号）する場合は、財務大臣との協議もしく

は国会の議決が必要となります。ただし、同十八条三項によれば「用途・目的を妨げない範囲で使用・収益を許可することができる」とされています。教育・研究という目的以外の使用、特に何らかの収益をあげる使用に際して厳しい条件が課されているのです。

その一方で、国立大学には「学問の自由」を尊重する必要から一定程度の「大学の自治」というものが認められています。したがって、公用財産の中でも国立大学の敷地は特殊な扱いを受けるものと一般的に考えられ、いわゆる「大学の自治」というものが認められています。

このような制約条件の中、東京大学では駒場祭・五月祭という一年に二回の学園祭が行われてきたわけですが、いずれも自主規律及び五原則・二附則（五月祭のみ）といった一般原則の下、学部当局との交渉を経た上で、毎年参加企画の資源調達方法に何らかの規制が加えられてきたのです。

特に、一九九七年の駒場祭では、外部団体の賛助を得たミスコンテストがしばらくぶりに企画され、学部当局の見解として以下のようなものが提示されました。

原則として宣伝行為（不特定多数の目に外部団体名を触れさせる行為）は禁止、但し企画内に限定した協賛団体の紹介（企画外に一部もれる口頭での紹介も含む）は可能

外部団体からの企画への援助を認める際には、主催する団体（駒場祭委員会や五月祭常任委員会）が自主性確保の責任を負うべき

五月祭常任委員会規約第二条には「本学学生の自主的な学術・文化活動」という五月祭の目的が掲げられていますが、これも外部資源導入に係る一つの制約条件と言えるかもしれません。東京大学で行われる自主的な学園祭である以上その自主性は企画行為一般においても確保されることが望ましいと言えます。

1. 夜間居残りの対象

屋内では各学部から許可が得られないため、夜間居残りは行えません。夜間居残りを行うのは屋外企画のみになります。

2. 今年度の状況

夜間居残りを実施する方針で進めております。実施をするに際しては夜間の問題を防ぐため企画の皆さんには負担を負っていただくこととなります。例えば、夜間の定点警備や巡回警備・早朝警備をやっていただく予定です。また夜間保証金を徴収して、違反行為を起こした場合には没収することとなります。当委員会は、五月祭本来の開催時間である昼間のサービスを削り、夜間問題の克服に注いでいることを考慮して頂きたいと思います。

3. 来期以降との関連

今期の当委員会の方針は、今期で問題が起こった場合には来期は夜間居残りを認めないといったものです。夜間居残りの問題に関しては当委員会で管理できないレベルにまで達してきています。ですから、今年問題が起こってしまいますと、もはや対策としては夜間居残り中止にするしかありません。大学側から場所を使わせて頂いて、問題が起こっているのに抜本的な対策をとらないのは無責任であるといえるでしょう。今期は問題を起こさないようにするため、皆さまのご協力を期待しております。なお、こういった行為が問題であるかという具体的な例は次回の企画代表者会議で発表します。

4. 今回の手続き

夜間居残りをするのかしないのかを調査します。これは仮調査ではなく本調査ですので、締め切りに遅れた場合は夜間居残りをする事は出来ません。締め切りは4月25日(金)です。

4-1

組織局からの諸連絡

1. これまでの動き

(1) 各種申請受付及び暫定場所割発表

2月13日より、各種申請の受付を開始しました。締切日は2月22日の予定でしたが、受付開始が送れたこともあり、締切を2月28日に延期しました。

遅れ登録も含めると、現在の登録企画数は約260（無効なもの除く、昨年とほぼ同数）です。3月13日に暫定版の場所割をWeb上に発表しました。これは、締切日までに提出された「場所・時間希望調査」の内容と五月祭全体としての企画配置を考慮して作成しました。

(2) 屋外ブロック新設・屋内教室増加

工事の関係で、「しなの」ブロックが使えなくなったこと、予想以上に屋外ブロックの申請数が多かったことを受け、**屋外ブロックの新設・変更を行いました。**

また、五月祭において、**当委員会が割り振る部屋が若干増えました。**詳しくは38頁の表を御覧下さい。

(3) 控室

「場所・時間の希望調査」の内容、その後メールなどで申請を受け付けた内容をもとに割り振り中です。未申請の企画の方は、早急に、「何をするためのどのような部屋が何日目の何時から何時まで」必要なかをお知らせ下さい。

2. 企画情報・ユーザ情報の確認

五月祭まであと2ヶ月となり、企画の詳細内

容も徐々に決まっていることと思います。Web上で入力して頂いた各項目を確認して、より具体的なものに修正をお願いします。

(1) 企画情報 企画名・企画内容)

変更されている場合は、速やかに変更手続きを行って下さい。パンフレットに掲載される企画索引は3月末頃に作成する予定ですので、それ以降に変更手続きをしてもパンフレットには反映されません。

(2) ユーザ情報

(所属・学年・メールアドレス・電話番号など)-年度が変わると、所属や学年も変わる方が多いと思います。Web上の「個人情報の変更」画面で修正して下さい。古い情報のままですと、学生証の情報と登録情報が一致しないために、学生証を責任者の証明として使用できなくなり、手続きが行えません。

メールアドレス・電話番号などを変更された場合は、必ずWeb上で変更手続きを行って下さい。**こちらからの連絡がとれない(メールがUser Unknownで返ってくる、電話をした時に「使われておりません」のアナウンスが流れる等)場合が長期間続く場合、企画実行の意志がないものとみなし、企画中止扱いとする場合があります。**

-企画の中止-

速やかに委員会に連絡して下さい。というのは、常に企画場所が不足する現状において、企画を実行しないのに場所を確保しているという状態は、五月祭全体に大きな不利益をもたらすからです。

4. 行列・立看板の申請

ここで言う「行列」とは、「練り歩き行為」と入場者などの行列のことを指します。五月祭当日、行列を作る場合は、日付・時間帯・開始終了地点及びルート、そして、行列についての詳しい説明を申請して下さい。また、**各自の企画場所以外に立看板もしくはそれに類するものを設置したい場合も、申請して下さい。**皆が無闇矢鱈に行列を作ったり立看板を設置したりすると、他の企画の方や来場者に迷惑がかり、五月祭全体としての不利益に繋がります。それを調整するために申請を受け付けていますので、趣旨をご理解下さい。

注意：

未申請の行列は中止して頂き、また未申請の立看板は当委員会が撤去・処分しますので、ご了承下さい。

5. 各学部の五月祭実行委員会

当委員会の管轄外である、医・工・理・農・薬学部の一部教室や弥生キャンパス屋外で企画を行う学科企画の方は、自分の学部の五月祭実行委員会がある場合は、そちらに届出を出すようお願いいたします。そのうち各学部の五月祭実行委員会からアナウンスがあると思いますので、注意しておいて下さい。

6. 抜粋事項(参考)

参考までに、昨年度、五月祭を挙行するに当たり、各学部から提示された注意事項を掲載します。これらの学部の教室を使われる企画の方はよく読んでおいて下さい。

< 法学部 >

第75回五月祭のための企画団体に対する教室・演習室使用上の注意事項

使用責任者は、教室・演習室使用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

(1)使用を始める前及び終了したときは、必ずその旨を法文1号館宿直室内の担当者に連絡すること。また、当日鍵を貸し出す際に備品一覧表を渡すので、過不足、破損等がある場合は速やかに申し出ること。

(2)火気(特に煙草の吸いなら等)の取り扱いに留意するとともに、使用終了後は、室内の清掃、整理、戸締まりを必ず行うこと。

(3)室内の机、椅子等の備品を損傷したり、汚さないように留意すること。

(4)使用時間については、予定時間を厳守するとともに、全企画終了後は、すみやかに全員退館すること。

(5)建物の管理上必要な事項を指示された場合には、その指示に従うこと。

東京大学法学部

< 文学部 >

平成14年5月8日

五月祭教室企画者へ
文学部

五月祭で文学部の教室等を使用する団体は、以下の点に良く注意して、使用して下さい。

記

教室等の使用時間については、24日(金)(前日準備)は、13:00~18:00、25日(土)及び26日(日)(五月祭当日)は、8:30~18:00とする。

五月祭で使用する教室等については、盗難防止のため、夜間、施錠する。

このため、企画の開始及び終了の際は、必ず、文



学部事務室へ連絡すること。

また、企画の途中で教室を無人とする場合についても施錠することになるので、企画の代表者は、必ず、文学部事務室へ連絡すること。

企画が終了した際は、必ず、教室を清掃し、現状を回復させ、文学部事務室に連絡し、文学部の確認を受けること。その際、五月祭常任委員会委員が同伴していること。(清掃範囲は、五月祭常任委員会の指示の範囲とする。)

各教室に配置してある教育用機器・備品等に

ついては、取り扱いには十分注意し、破損や汚損等のないようにすること。特に、音響設備は、移動したり破損等しないよう十分注意すること。

壁や扉等に掲示物を貼る際は、容易に剥がすことのできるテープを使用し、跡が残ることがないように注意すること。

火気には十分注意すること。

電気を大量に使用する企画は、各室の電気容量が1000W程度なので、限度を超えないよう十分注意すること。

4-2

ステージ分担金

1. ステージ分担金について

五月祭を開催するに当たって、大規模なパフォーマンス等を行えるようにするため、以下の場所にステージ設備を設置します。ステージを使用する団体には使用時間に応じて、ステージ設置費用の一部を分担金という形で負担していただきます。各場所ごとの分担金総額は、以下の表のようにする予定ですが、参加企画数などによって変更になる可能性もありますのでご了承下さい。

場所	分担金 (総額)
法学部31番教室	350,000
安田講堂	500,000
安田講堂前ステージ	250,000 (企画)
	+ 350,000 (バンド)

2. 空調費について

安田講堂を使用する企画には、1時間当たり6500円の空調施設使用費を負担して頂きます。4月中旬に発表するステージ分担金にはその額も含めて、最終的な額を提示します。

3. ステージ使用について

現時点ではステージの使用は大体以下のような予定です。

- ・安田講堂前（緑の広場）：

幅10[m] × 奥行き5[m] × 高さ1.5[m]

- ・法31教室：

幅8.9[m] × 奥行き1.8[m] × 高さ0.60[m] (拡張部分) + 既設部分

- ・安田講堂：拡張無し

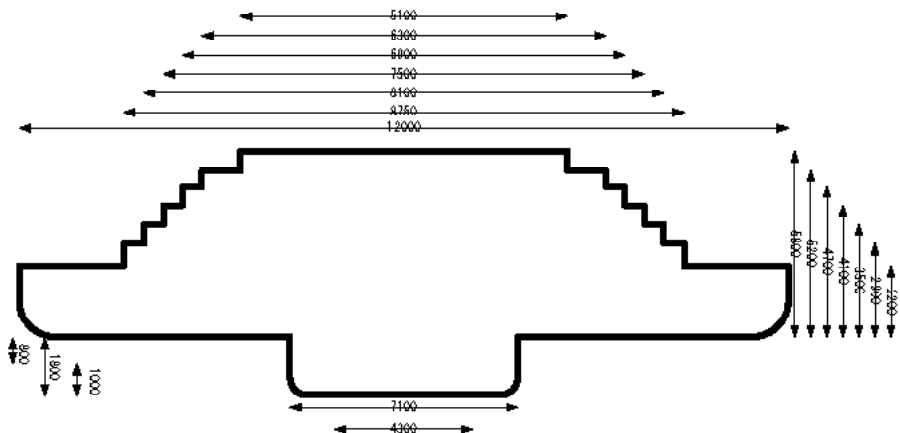
安田大講堂ステージ図面

安田講堂ステージ企画のみ 受け取ってください

縮尺1/100

寸法単位は全てmm (ミリメートル)

湾曲部のRは概略にて正確さは保証外



1. 概要説明

五月祭に政治家や有名タレント、アイドル、その他有名人を招いて企画を行う場合は、当日の警備体制に万全を期すため、「警備計画書」を提出していただきます。該当企画は、下記の要領で提出してください。提出期限までに計画が間に合わない場合においても、中途段階の計画を五月祭常任委員会まで提出してください。地図の添付等、「紙」で提出する必要がある場合には、事前にご相談下さい。

有名人招致の際の警備計画

[対象] 有名人を招致する講演会やステージなどの企画

[締切] 2003年5月9日(金)(予定)

[内容] 以下を参照してください。

なお、詳細は次回の企画代で説明し、受付開始は次回の企画代後になります。

2. 警備計画書に盛り込むべき項目

- (1) 企画ID、企画名、企画団体名、企画責任者氏名
- (2) 当日の連絡先(担当者氏名及び携帯電話番号)。当日の緊急電話連絡先にします。責任者が望ましいです。
- (3) 企画場所、企画日時、控室場所、控室使用时间(控室はある場合のみ)

(4) 招待者の氏名、所属、略歴などを明記。招待者複数の場合は全員について記載。

(5) 五月祭当日の企画進行予定。企画開始から終了までの企画進行次第を記載してください。

(6) 当日の招待者の動き。いつどこから、キャンパス内に入構し、どのように会場に入り、そしてどのように出るか(入構ルート)を、できるだけ詳細に書いて提出してください。控室への立ち寄りや企画場所以外への来訪がある場合は忘れずに記入してください。また学外からの警備員(SP等)が警備に当たる場合はその詳細も記載してください。各種地図が必要な場合は委員会室でお渡しします。

(7) 会場内の警備体制。一般客の入退場をどのように行うのか、会場で企画構成員をどのように配置するのかを詳細に記載してください。企画開催時間中だけではなくその前後についても同様です。

(8) 協力団体、協賛団体。企画実施上、外部団体等の協力などがある場合、記載してください。

(9) 当日までの企画告知の有無。当日までに学外で企画の開催を告知している場合にはその概略を記載してください。

(10) 特記事項。その他、企画実行に関して何か特筆すべき点があれば記入してください

4-4

学生生活委員会交渉

学生生活委員会とは、五月祭について五月祭常任委員会と交渉を行う東京大学の機関で、各学部を代表する教官より構成されています。3月17日(月)に五月祭常任委員会と学生生活委員会との間で今期第二回目の交渉が行われました。当委員会から学生委員会に要求した事項は以下の通りです。

(1)施設使用

安田講堂や法学部ステージ等の使用について例年通りの使用を認めるよう申し入れました。

(2)御殿下グラウンド使用

五月祭において企画場所として使用することが多いため、五月祭期間中に限っては目的内使用をするという条件で(対外試合など)、運動会諸団体と同様二ヶ月前の月初めから使用申請ができるよう申し入れました。

(3)水汲み場

昨年通り、4個所の水汲み場設置を要求しました。工学部列品館と法文一号館の間、図書館前、赤門斜向かい(教養学部のドライエリア)、三四郎池と法文2号館の間、の4個所です。

(4)物品援助

例年並みの額での物品援助を要求しました。

(5)プレハブ設置

五月祭当日前後に設置される委員会プレハブについて願い入れを行いました。昨年同様、2階建てプレハブとインターネット常時接続環境の整備をお願いしました。

(6)緊急時の対応・防火

緊急時の対応や防火について検討を行っていき願い入れを行いました。

(7)緑の広場の使用

安田講堂前の緑の広場に臨時ステージを設置させていただき願い入れを行いました。

(8)屋外トイレ設置

夜間にはトイレが赤門前と御殿下グラウンドにしかなく、特に赤門前トイレが飽和状態に達していたため、屋外トイレを工学部6号館付近に設置させていただき願い入れをしました。

なお、今後の学生委員会との交渉においては、以下の五原則・二附則などを巡り、外部団体との提携、企画財源などの問題について話し合いを行う予定です。

1. 自主規律

自主規律とは、例年参加企画の合意によって定めている五月祭の実施にあたっての基本原則のことです(その制定背景に関しては前回のAlmightyを参照して下さい)。五月祭常任委員会では昨期定められた自主規律(掲載されているものです)をベースとして今期の参加企画に対し複数回のアンケートを実施していきます。そこで寄せられた回答を集約して今年度の自主規律案を作成し、最終的には5月に行われる参加企画の投票によって自主規律を定めることになります。

第75回五月祭自主規律

- 一 企画は本学学生を主体とする。
- 二 公序良俗に反する行為を行わない。
- 三 五月祭の運営のために必要な責務を果たす。
- 四 他の企画団体が円滑に企画を行う権利を尊重し、他の企画の実行に支障が出ないようにする。
- 五 来場者、大学周辺の住民など、他の人々に迷惑をかけない。
- 六 大学の施設・環境及び使用する機材を保全する。
- 七 事故の危険性がないように十分配慮する。
- 八 特定の政治・宗教団体の宣伝活動は行わない。
- 九 企画は無料公開を原則とする。
- 十 営利を主目的としない。

2. 自主規律の構成

自主規律は2つの要素から成り立っていると委員会では考えています。一つは「五月祭に限らずイベントを最低限運営するための共通認識」であり、第75期自主規律の第二項から第七項がこれに当たります。もう一つは「五月祭全体の趣旨目的に沿わない行為に関する共通認

識」であり、同じく第一項及び第八項から第十項がこれに当たります。この点においては五原則・二附則と同様の形態であることが指摘でき、自主規律は五原則・二附則に対する学生側の解釈の一つとしての機能を果たしているとも言えます。

五原則・二附則に関しては前回のAlmightyを参照して下さい。

3. 自主規律の内容

以下では自主規律の一部の項目に関して例年論点となっていることを中心に簡単な説明を行います。アンケートに回答する際の参考にして下さい。また第一項及び第八項から第十項に関しては今回のAlmightyの他の事項と密接に関わる部分もありますので、外部団体との関わり方などの項も参照して下さい。

(1) 第八項

第八項「特定の政治・宗教団体の宣伝活動は行わない。」という規定は、内容的には五原則・二附則の第五原則「特定の宗教・政党の宣伝活動の禁止」に対応します。

この規定に関しては、五月祭が国立大学の敷地建物を使用すること(政教分離との関係)や特定団体の宣伝活動の場となることは学園祭の趣旨にそぐわないなどから、例年賛成する企画が多くなっています。しかし一方には信教の自由・信条の自由に反するのではないかという意見も寄せられています。

(2) 第九項

第九項「企画は無料公開を原則とする。」という規定は、主に入場料を認めるか否かという点が議論になります。大学の敷地を使った学生の行事であり広く多数の来場者に公開すべきという考えがある一方、費用のかかる企画であれば仕方がないのではないかという考えもありま



す。例年の五月祭では、入場料は認めないが来場者の任意にかかるカンパ制度を認めるという方針を採ってきました。

企画実行にかかる経費の回収という面では、カンパは強制を伴う入場料に劣ることになります。しかし支払いを来場者のコスト感覚に委ねるカンパという制度には、金銭徴収の手段を残しつつ前述の問題点のある程度解決できるというメリットがあります。

(3)第十項

第十項「営利を主目的としない。」は営利行為の取り扱いについて問題となります。「営利を目的としない」という文言よりも緩やかな立場であると言えます。

仮に営利という語が金銭的な利益を得ようとすることであると定義される場合、「営利を目的としない」という解釈を厳密に適用するならば、物品や食品を販売する形態の企画は収支をゼロにすることが要請されるでしょう。一方で正当な対価の範囲内もしくは収入が著しく過大にならない程度であれば厳密な非営利を要請す

るべきではなく、またその状態を実現することが実質上不可能であるという考えもあります。昨年の規定は、後者に近い立場に立ち、企画行為が五月祭の場にふさわしくない純粋な営利行為に転化してしまうことを防ぐ意味合いだったと推測されます。

4. 次回以降

自主規律は内容面において原則的な事項が規定されていることもあり、一定の安定性が必要となります。手続き的には昨期の自主規律を引き継ぎ、今期の企画団体等による修正を加え自主規律案を策定し、投票を行うということになります。

今回のアンケートでは、昨期自主規律の各項目一般に関する企画の皆さんの意見をうかがいたいと思います。次回は寄せられた意見を踏まえて主要な論点に絞ったアンケートを行い、今期自主規律案の策定を目指す予定です。量が多めですがご協力をお願いします。

5

諸資料

表1: 屋外ブロック一覧 (2003/03/20現在)

ブロック名	定数	備考
あずさ	7	医学部ロータリー正面
いなほ	8	教育学部と経済学部の間
うずしお	5	赤門前,火気使用不可
おおぞら	(17)	育徳堂前,新入生ブロックとして予約
おき	14	赤門を入れて左側
かいじ	(15)	文学部3号館南,新入生ブロックとして予約
かもめ	12	「くにびき」「おき」間
きんたろう	15	噴水周辺
くにびき	5	法学部4号館前
くろしお	12	御殿下記念館北側
ごてんば	13	安田講堂 三四郎池側
さざなみ	9	法文2号館 三四郎池側
しおかぜ	10	噴水と銀杏並木の間
つばめ	7	銀杏並木(安田講堂側)
にちりん	7	銀杏並木(中央部)
はくたか	7	銀杏並木(正門側)
はるか	6	法文1号館と列品館の間
まいづる	11	正門を入れて左側
ももたろう	7	法文1号館 工学部側
やくも	10	工学部11号館前
計	165	

軽量版のため
構内交通規制図は
省略しています

表2: 五月祭常任委員会が割り振る教室一覧 (2003/03/20現在)

法学部

	教室規模	定員	机/椅子	電力容量	備考
法21	大教室	225	固定		時間割
法22	大教室	225	固定		時間割
法25	大教室	700	固定		時間割
法26	普通	144	固定		時間割
法27	普通	144	固定		時間割
法31	大教室	700	固定		時間割・ステージ
法A1演	ゼミ室	約20	固定		
法A2演	ゼミ室	約20	固定		
法A3演	ゼミ室	約20	固定		
法A4演	ゼミ室	約20	可動		
法A5演	ゼミ室	約20	可動		
法A6演	ゼミ室	約20	可動		
法B1演	ゼミ室	約20	固定		
法B2演	ゼミ室	約20	固定		
法B3演	ゼミ室	約20	固定		
法B4演	ゼミ室	約20	可動		
法B5演	ゼミ室	約20	可動		
法B6演	ゼミ室	約20	可動		
法1F自習室	ゼミ室		可動		控室としてのみ使用可
法1F学生ラウンジ	ゼミ室		可動		企画内容に制限あり
法文1アーケード					

講演会・討論会・研究発表等に限る。電力は常識の範囲内で。

文学部

	教室規模	定員	机/椅子	電力容量	備考
文112	普通	56	固定	500W	
文113	普通	88	固定	500W	
文115	ゼミ室	40	可動	500W	
文116	ゼミ室	15	可動	500W	
文117	ゼミ室	15	可動	500W	
文210	普通	29	可動	500W	
文212	普通	64	固定	500W	
文213	ゼミ室	11	可動	500W	
文214	ゼミ室	64	固定	500W	
文215	ゼミ室	60	可動	500W	
文216	ゼミ室	44	可動	500W	
文217	ゼミ室	41	可動	500W	
文218	ゼミ室	15	可動	500W	
文219	ゼミ室	41	可動	500W	
文310	普通	29	可動	500W	
文311	普通	44	固定	500W	
文312	普通	64	固定	500W	
文313	ゼミ室	11	可動	500W	
文314	普通	64	固定	500W	
文315	普通	60	可動	500W	
文316	普通	44	可動	500W	
文317	ゼミ室	41	可動	500W	
文318	ゼミ室	15	可動	500W	
文319	ゼミ室	41	可動	500W	
文1大	大教室	224	固定	500W	時間割
文2大	大教室	128	固定	500W	時間割
文3大	大教室	296	固定	500W	時間割
法文2アーケード					
文学部学生ホール					使用に制限あり

文学部教室の電力は、多少は増設可

教育学部

	教室規模	定員	机・椅子	電力容量	備考
育155	ラウンジ	約60	可動		
育156	普通	104	固定		
育158	普通	60	固定		
育358	普通	42	固定		
育361	ゼミ室	25	可動		
育362	ゼミ室	25	可動		

音楽演奏不可。電力は常識の範囲内で。

工学部

	教室規模	定員	机・椅子	電力容量	備考
工13講義室	普通				未許可
工14講義室	普通				
工15講堂	大教室		固定		
工16講義室	普通				
工17講義室	普通				
工31講義室	普通		固定		
工36講義室	普通		固定		
工37講義室	普通		固定		
工61講義室	普通		固定		
工62講義室	普通		固定		
工64講義室	普通		固定		
工81講義室	大教室		固定		
工82講義室	普通		固定		
工11号館講堂	大教室		一部可動		時間割
工141講義室	普通		固定		
工142講義室	普通		固定		
工143講義室	普通		固定		

原則として音楽演奏不可。電力は常識の範囲内で。

農学部

	教室規模	定員	机・椅子	電力容量	備考
農4講義室	普通	69	固定		
農5講義室	普通	63	固定		
農6講義室	普通		固定		
農7講義室	普通		固定		
農8講義室	普通		固定		
農9講義室	普通		固定		
農10講義室	普通	49	固定		

音楽演奏不可。電力は常識の範囲内で。

その他

	教室規模	定員	机・椅子	電力容量	備考
安田講堂	大教室	約1000	固定		時間割・ステージ
生協第二食堂3Fホール	大教室		可動		
緑の広場					時間割・ステージ
図書館前					時間割
御殿下グラウンド					時間割・運動系のみ
七徳堂					時間割
育徳堂					

軽量版のため
屋外地図は
省略しています

6

編集後記

春休みだというのに、結局MFJCだけでなく駒場の某別団体の新歓などを手伝ってしまい、忙しかったなあ。まあ、実家で何もしないのよりはいいのかもしれないけど...しかし、1年後に迫った某公務員試験の勉強をあまり出来なくて不安だ。何とかなるかな。さて、今回の企画代が終わったら、1週間の休暇を頂き、実家に帰って思う存分遊びまくることにします。

おそらくいいinchょうである人

編集する機会があれば、「動物のお医者さん」かな？「BANANA FISH」かな？...って、やっぱり少女漫画じゃん（笑）。

漫画を使うなら「名作」を使いたいものですが、私の考える「名作」って少女漫画が多いんだよなー。

私は国1受験生です。なんで編集なんてやってるんだ？ばかか？<自分

これが終わったら本当の本当に引退して勉強がんばるぞー。

3/24 1:15

TAM as JIS

終電組は皆帰ってしまいました。

しかしAlmighty 編集は終わっていません。

The Beatlesの曲で「I'm always sleeping」というのがあった気がします、今正にその心境です。

When I wake up early in the morning
Lift my head I'm still yawning

...でしたっけ？

(駒場の某サークルの方は詳しいと思いますが)

企画代中に欠伸が出たら申し訳ないです...

組織局長 鉄の1設

えー、編集した事務局員TAMです。当初予想したより今年は働いたので、JISを名乗りまーす。

この漫画は、川原泉作「バビロンまで何マイル？」です。実は駒場祭第51回の4thAlmightyの時に使おうとして止められたやつで、悔しくて悔しくて(切り貼りたくさん考えていたから)思わず今回使っちゃいました。

MF75の5thAlmightyに続いて、またしても少女漫画ですが、別に私は少女漫画しか読まないわけではなく、少年漫画も青年漫画も読みます。今度もし

MFJComics

五月祭まで何マイル？

2003年3月24日 第1刷発行

編集者 事務局員 © TAM as JIS 2003

発行人 委員長

発行所 権利能力なき社団 五月祭常任委員会

製本野郎 ムスケラーズ

東京都文京区本郷7-3-1 東大構内二食三階六号室

tel&FAX 03-5684-4594

ISBN0-000-00000-0

Printed in Japan GOGATSUSAIJOHNINIINKAI

乱丁・落丁本はおとりかえいたします。

座席表

教壇

委員会	1	委員会		1	委員
屋内	2	うずしお		2	時間割
屋内	3	くにびき		3	時間割
屋内	4	はるか		4	時間割
屋内	5	あずさ		5	時間割
屋内	6	つばめ		6	時間割
屋内	7	にちりん		7	時間割
屋内	8	はくたか		8	時間割
屋内	9	ももたろう		9	時間割
屋内	10	いなほ		10	時間割
屋内	11	さざなみ		11	時間割
屋内	12	しおかぜ		12	時間割
屋内	13	やくも		13	
屋内	14	まいづる		14	まいづる
屋内	15	かもめ		15	かもめ
屋内	16	くろしお		16	くろしお
屋内	17	ごてんば		17	ごてんば
	18	おき		18	
	19	きんたろう		19	
	20	きんたろう		20	
	21			21	

最前列は委員会席です。

屋外企画は話し合いがありますので所定の位置に座ってください。